国民年金法 (昭和三十四年法律第百四十一号) 抄

(第三条関係 (平成十八年四月一日施行))

(傍線部分は改正部分)

に限る。)並びに付加年金を除く。)」と、「老齢基礎年金の受給権礎年金及び障害基礎年金(その受給権者が六十五歳に達しているもの同項中「遺族基礎年金又は寡婦年金」とあるのは「年金給付(老齢基係人の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、(併給調整の特例)	附則	(併給の調整) (併給の調整) (供給の調整) (供給の調整)	改 正 後
給権者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者(六十五歳に達してい者が六十五歳に達しているものに限る。)」と、「老齢基礎年金の受同項中「(老齢基礎年金」とあるのは「(老齢基礎年金(その受給権第九条の二の四 第二十条第一項の規定の適用については、当分の間、(併給調整の特例)	附則	2~4 (略) (併給の調整) (併給の調整) (併給の調整)	改正前

年金の受給権者 (六十五歳に達している者に限る。) 」とする。	に限る。)」と、「障害基礎年金の受給権者」とあるのは「障害基	者」とあるのは「老齢基礎年金の受給権者 (六十五歳に達している者
	(健)	者 る者に限る。)」とする。